

平成26年度独立行政法人大学評価・学位授与機構学位審査会（第4回）議事要旨

- 1 日 時 平成27年2月13日（金）15時00分～17時00分
- 2 場 所 学術総合センター 11階 1112会議室
- 3 出席者 酒井委員長，角田副委員長
板倉，井上，大芝，奥田，奥乃，越，佐藤，鈴木，高戸，田中，中原，
松尾，毛利，吉川の各委員
（機構側出席者）
野上機構長，岡本理事，山田理事，武市研究開発部長
宮崎准教授，森准教授，六車特任教授
小新管理部長，斉野学位審査課長
- 4 平成26年度学位審査会（第3回）議事要旨について
確定版として配付された。
- 5 議 事
 - (1) 短期大学及び高等専門学校卒業者等に係る学士の学位授与の審査について
平成26年度10月期の短期大学及び高等専門学校の卒業者等に対する学位授与の審査
に関して，学位審査課長から，資料2-1及び2-2に基づき，各専門委員会・部会におけ
る審査結果報告，及びその報告に基づき作成した学位審査会判定案についての説明が
あった。
その後，各専門委員会・部会で審査を担当した審査委員から補足説明があった。
これらの説明の後，審議が行われた結果，判定案のとおり申請者2,349人のうち，
2,270人が「合格」，79人が「不合格」と判定された。
ただし，合格者のうち認定専攻科修了見込みの申請者2,022人については，現時点で
は合格見込みであるため，単位の修得結果を確認した上で，最終的な合否を判定する
こととされた。
 - (2) 認定課程修了者に係る博士の学位授与の審査について
平成26年9月の認定課程修了者に対する博士の学位授与に係る論文の審査及び試験
（口頭試問）の結果に関して，学位審査課長から，資料3-1及び3-2に基づき，医学・
薬学専門委員会医学部会における審査結果報告，及びその報告に基づき作成した学位
審査会判定案についての説明があった。
その後，当該部会で審査を担当した審査委員から補足説明があった。
これらの説明の後，審議が行われた結果，判定案のとおり防衛医科大学校医学教育
部医学研究科修了者21人が「合格」と判定された。
 - (3) 認定課程修了見込者に係る修士の学位授与の審査について
学位審査課長から，資料4-1及び4-2に基づき，前回の学位審査会においてあらかじめ
平成27年1月から論文の審査及び試験（口頭試問）を実施することが了承された，
平成27年3月の認定課程修了見込者に係る修士の学位授与の申請状況について説明の
後，機構長から学位審査会に，修士の学位授与の可否について審査が付託された。
この審査の付託を受け，平成27年3月の認定課程修了見込者に係る修士の学位授与

の申請について、論文の審査及び試験（口頭試問）を担当する専門委員会・部会の指定が行われ、当該専門委員会・部会に論文の審査及び試験（口頭試問）が付託された。

(4) 認定課程修了予定者（留学生）に係る修士の学位授与の審査について

学位審査課長から、資料5-1及び5-2に基づき、防衛大学校理工学研究科前期課程を平成27年3月修了予定の留学生7人に係る修士の学位授与の申請予定について説明があり、審議が行われた結果、帰国前の3月中に論文の審査及び試験（口頭試問）を行うことが了承された。

(5) 認定課程修了予定者（留学生）に係る博士の学位授与の審査について

学位審査課長から、資料6-1及び6-2に基づき、防衛大学校理工学研究科後期課程を平成27年3月修了予定の留学生1人に係る博士の学位授与の申請予定について説明があり、審議が行われた結果、帰国前の3月中に論文の審査及び試験（口頭試問）を行うことが了承された。

(6) 認定課程修了予定者に係る学士の学位授与の審査について

学位審査課長から、資料7に基づき、平成27年3月の認定課程修了予定者（防衛大学校本科502人、防衛医科大学校医学教育部79人、独立行政法人水産大学校本科199人、海上保安大学校本科32人、気象大学校大学部16人、職業能力開発総合大学校長期課程121人、国立看護大学校看護学部91人の合計1,040人）に係る学士の学位授与の審査手続について説明があった。

説明の後、審議が行われた結果、3月の正式な申請を受けた後、認定課程の修了及び大学設置基準に規定される単位以上の修得を、各教育施設の長が発行する証明書に基づいて機構で確認の上、審査を委員長に一任することが了承された。

(7) 短期大学及び高等専門学校の特攻科に係る認定の審査について

前回の学位審査会において審査が付託された、平成26年9月に申出のあった短期大学及び高等専門学校の特攻科の認定の審査に関して、学位審査課長から、資料8-1及び8-2に基づき、各専門委員会・部会における審査結果報告、及びその報告に基づき作成した学位審査会判定案についての説明があった。

その後、各専門委員会・部会で審査を担当した審査委員から補足説明があった。

これらの説明の後、審議が行われた結果、認定の可否について、判定案のとおり申出のあった7校7専攻（短期大学専攻科2校2専攻、高等専門学校専攻科5校5専攻）すべてが「可」と判定された。

(8) 高等専門学校の特攻科に係る認定の再審査について

前回の学位審査会において審査が付託された、高等専門学校の特攻科の認定の再審査に関して、学位審査課長から、資料9-1及び9-2に基づき、各専門委員会・部会における審査結果報告、及びその報告に基づき作成した学位審査会判定案についての説明があった。

その後、各専門委員会・部会で審査を担当した審査委員から補足説明があった。

これらの説明の後、審議が行われた結果、認定の可否について、判定案のとおり再審査の対象となった2校2専攻すべてが「可」と判定された。

(9) 平成26年度認定専攻科に係る教育の実施状況等の審査について

今年度の第2回学位審査会において審査が付託された、平成26年度認定専攻科に係る教育の実施状況等の審査に関して、学位審査課長から、資料10-1、10-2及び10-3に基づき、審査を担当した各専門委員会・部会における審査結果報告、及びその報告に基づき作成した学位審査会判定案について説明があった。

その後、各専門委員会・部会で審査を担当した審査委員から補足説明があった。

これらの説明の後、審議が行われた結果、教育の実施状況等の適否について、判定案のとおり審査対象となった20校29専攻のうち、19校28専攻（短期大学専攻科10校10専攻、高等専門学校専攻科9校18専攻）が「適」、短期大学専攻科1校1専攻が「否」と判定された。

また、「否」と判定された1校1専攻については、短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定に関する規則第10条1項により専攻科に対して必要な措置を取るべきことを勧告し、専攻科が講ずる措置について審査担当部会での検討結果を経て、次回の学位審査会において、その適否について判断を行うことが了承された。

(10) 省庁大学校の課程に係る認定及び教育の実施状況等の審査について

審議の前に、事務局より省庁大学校の課程に係る認定及び教育の実施状況等の審査について、付託すべき事項に漏れがあったことを報告し、付託すべき事項について、改めて資料を示し、審議が行われた結果、了承された。

① 今年度の第3回学位審査会において審査が付託されたこととし、国立看護大学校研究課程部看護学研究科後期課程の認定の審査に関して、学位審査課長から、資料11-1、11-2及び11-3に基づき、審査を担当した各専門委員会・部会における審査結果報告、及びその報告に基づき作成した学位審査会判定案について説明があった。

その後、各専門委員会・部会で審査を担当した審査委員から補足説明があった。

これらの説明の後、審議が行われた結果、認定の可否について、判定案のとおり、申出のあった当該課程が「可」と判定された。

② 今年度の第2回学位審査会において審査が付託されたこととし、平成26年度各省庁大学校の認定課程に係る教育の実施状況等の審査に関して、学位審査課長から、資料12-1、12-2及び12-3に基づき、審査を担当した各専門委員会・部会における審査結果報告、及びその報告に基づき作成した学位審査会判定案について説明があった。

その後、各専門委員会・部会で審査を担当した審査委員から補足説明があった。

これらの説明の後、審議が行われた結果、教育の実施状況等の適否について、判定案のとおり、審査対象となった2校3課程すべてが「適」と判定された。

(11) 学位規則第6条第1項の規程に基づく学士の学位の授与に係る特例について

① 学位審査課長から、資料13-1に基づき、平成27年度から特例が適用される専攻科について、前回の学位審査会後の状況も含めて最終的な認定状況の報告があった。

また、資料13-2に基づき、特例適用認定の審査終了後の学修総まとめ科目担当教員の変更への対応について説明があり、審議が行われた結果、原案を一部修正の上、了承された。

② 学位審査課長から、資料14に基づき、学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に係る特例に関する経緯と現状について説明があり、意見交換が行われた。また、短期大学・高等専門学校及びその関係者に対して、発信すべき事項

があれば、事務局において取りまとめた上で、学位審査会からのコメントとして学校側に配付することが了承された。

また、酒井委員長から、複数分野の統合型専攻科の審査方法に関し、各工学系部会の主査を構成員とした工学・芸術工学専門委員会を開催してはどうかとの提案があり、提案どおり了承された。

③ 学位審査課長から、資料15-1から15-7に基づき、学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に係る特例に関する規則等の一部改正について説明があり、原案のとおり了承された。

④ 学位審査課長から、資料16-1から16-5に基づき、学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に係る特例に関する規則に基づく細則等の制定について説明があり、原案のとおり了承された。

(12) 平成27年度の審査スケジュールについて

平成27年度の審査スケジュールに関して、学位審査課長から、資料17に基づき説明があり、審議が行われた結果、原案どおり了承された。

(13) その他

① 学位審査課長から、資料18に基づき、専攻の区分「土木工学」の修得単位の審査の基準の改訂について説明があり、審議が行われた結果、原案どおり了承された。

② 学位審査課長から、資料19に基づき、平成27年度版「新しい学士への途」に記載される、学修成果に求める倫理的配慮について説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

③ 学位審査課長から、資料20に基づき、専攻分野の名称「柔道整復学」の英文表記の名称について説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

以 上